

## 賛助会員規約

### 第1条(目的)

この規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人東京佼成ウインドオーケストラ(以下、「本法人」という。)定款（以下、「本法人定款」という。）第5条の規定に基づき、本法人の賛助会員制度について必要な事項を定めるものである。

### 第2条(定義)

本規約において、賛助会員とは、本法人の事業目的に賛同し、本法人の活動をそれぞれに賛助するため、入会した個人及び団体の会員をいい、その種別は次条に定めるとおりとする。

### 第3条(賛助会員の種別)

本法人定款に定める賛助会員は、次の通り6種とする。

- (1)個人賛助会員
- (2)個人維持会員
- (3)個人特別会員
- (4)法人賛助会員
- (5)法人維持会員
- (6)法人特別会員

### 第4条(賛助会員の権能)

賛助会員は、それぞれの種別に従い、本法人の活動を賛助会費等の負担により、本法人の活動を支援するものとする。本法人が定めるところにより、演奏会への招待等の便宜を受けることができるものとする。賛助会員は、本法人の意思決定に関する権能を有さないものとする。

## 第5条(入会手続)

本法人の趣旨目的に賛同する者で、本法人がこれを認める場合には、何人も本法人の賛助会員になることができるものとする。賛助会員となろうとする者は、本規約内容を承諾のうえ、本法人所定の手続きにより入会を申し込み、本法人の理事会の承認を得て賛助会員の資格を得るものとする。

2 本法人は、入会申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断する場合は、その入会を承認しない。

(1)本法人の活動趣旨、目的に賛同しているとは見られない場合

(2)過去に本規約違反またはその他関連規定に違反したことがあり、これを理由として賛助会員資格の取消し、喪失等があった場合

(3)入会申込時の記載内容に、意図的な記入漏れ、事実と反する記載があった場合

(4)入会申込後一定の期間内にその賛助会員の種別に応じた会費払込が行われない場合

(5)入会申込者の事業または取扱商品に法令違反があり、またはこれらが社会規範に反したり、その恐れがある場合

(6)その他、本法人の趣旨目的から当該賛助会員の会員資格継続が、社会的に不適切な場合

3 本法人は、賛助会員の入会申込み、個別の承認・不承認理由につき、何人に対してもこれを開示しない。

4 賛助会員となろうとする者が当該種別に従って入会申込時に会費を納入している場合で、本法人がその入会を不承認とした場合は、その全額返還するものとする。但し、払い込者に全面的に落ち度があり、本法人に反対債権が生じる場合には、合理的な金額の範囲内でこれを拒絶することができるものとする。

## 第6条(賛助年会費及び納入)

賛助会員は入会申込みにあたり、そのなろうとする賛助会員の種別に従い、以下の各号に定める通り最低1口以上の年会費を支払い、以後毎年年会費を本法人に納入するものとする。なお、特別の事情ある場合を除き、分割は認めないものとする。

(1)個人賛助会員は、1口3,000円

- (2)個人維持会員は、1口10,000円
- (3)個人特別会員は、1口100,000円
- (4)法人賛助会員は、1口100,000円
- (5)法人維持会員は、1口300,000円
- (6)法人特別会員は、1口1,000,000円

2 年会費は、指定された期日までに、本法人の指定する方法で納入しなければならない。

3 それぞれの申し込み口数は毎年変更可能とする。

4 第5条第4項の場合を除き、一旦納付された年会費は、その理由の如何を問わず返還を要しないものとする。

#### 第7条(賛助会員資格の有効期間)

賛助会員資格の有効期間は、本規約に従って入会が承認され、かつ第6条に定める会費の入金を確認した翌月1日から満1年間とし、以後、期間満了日の1ヶ月前までに、賛助会員から本法人に対し、退会の申し出がない場合は、更に会員期間を1年間として、同内容にて自動更新されたものとし、以後も同様とする。

#### 第8条(入会申込記載事項の変更)

賛助会員は、賛助会員の登録事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に届け出なければならない。

2 前項に定める届出を怠り、またこれに不備があり、変更手続きの不履行や遅延等が生じ、仮に当該賛助会員に不利益がある場合にも、本法人は原則としていかなる責任も負わないものとする。

#### 第9条(退会)

賛助会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

## 第10条(除名)

本法人は、賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって当該賛助会員を除名することができる。

- (1) 本法人の定款又は本規約に違反し、その解消ができないとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本法人の許可なく本法人もしくは関連主体のロゴマーク、印刷物などを使用したり、転用したとき
- (4) 登録した情報に虚偽の内容があるとき
- (5) 本法人又は本法人の利害関係者に対し、故なく誹謗中傷をしたと認められる事実があるとき
- (6) 本法人の事業活動を妨害する等の行為があった場合
- (7) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ない、これが本法人や本法人関係者の名誉信用を毀損する場合
- (8) その他前項に示したと同等の除名に値する行為（行為義務あるときに意図的な不作為を含む。）がなされた場合

## 第11条(会員資格の喪失)

前条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 正当な理由なく年会費支払を6か月以上遅滞したとき
- (4) 総社員がやむを得ない事由あるものとして同意したとき

## 第12条(賛助会員の資格喪失に伴う特典享受権の喪失及び残存義務等)

賛助会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、賛助会員として得ることができる諸特典の享受権を失い、本法人はその提供義務を免れるものとする。ただし、同時履行関係に立たない、確定した未履行の義務ある場合には相互にこれを免れること

はできないものとする。

### 第13条(賛助会員の特典)

賛助会員は、その賛助会員の種別に応じて、本法人が別途定める特典を受けることができるものとする。

2 本法人は、やむを得ない事由ある時は、賛助会員に予告することなく特典の内容を変更、中止、または終了することができるものとする。

3 本法人は、賛助会員の同意を得た場合は、当該賛助会員の企業の名称又は個人の氏名を本法人のウェブサイト等で公表することができるものとする。なお、本法人の判断により、いつにてもこれを個別もしくは一般的に撤回し、非公開とすることができるものとする。

### 第14条(賛助会員規約の追加及び変更)

本規約に定めのない事項もしくは疑義ある事項については、本法人社員総会の決議により追加してこの解釈を定めることができるほか、本法人は、いつにても社員総会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。

2 変更後の本規約は、緊急性ある場合を除き、原則として本法人のウェブサイト上に掲載された時点から効力を生じるものとする。

### 第15条(機密情報の保護)

本法人は、一般的に個人情報保護に努め、本法人の業務遂行上知り得た、賛助会員の情報保護に万全を期すものとする。

### 第16条(反社会的勢力の排除)

賛助会員は、現時点及び将来にわたり、自己について次の各号のいずれの事項にも該当しないことを表明し、確約するものとする。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」とする)である

こと又は反社会的勢力であったこと。

(2)反社会的勢力が経営を支配していること。

(3)代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。

(4)自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用して認められる関係を有すること。

(5)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。

(6)反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。

(7)暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求を行うこと。

(8)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。

(9)風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。

#### 第17条(免責事項)

本法人は、本法人の故意または重過失による場合を除き、賛助会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責任を負わないものとする。

2 賛助会員が他の会員または第三者に対して損害を与えた場合、賛助会員は自己の責任と費用をもって解決し、本法人に損害を与えることのないものとする。

#### 第18条(損害賠償)

賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本法人に損害を与えた場合、本法人は当該賛助会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとする。

#### 第19条(準拠法)

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

#### 第20条(管轄裁判所)

本法人と賛助会員との間で係争が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものと

する。この協議によって解決しない場合、また訴訟等の手続の必要がある場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 附則

この規約は、令和3年11月1日より施行する。

この規約は、令和3年12月1日より改正する。